

履修規程

(趣旨)

第1条 専門学校麻生リハビリテーション大学校に属する単位制の学科についてこの規程を制定する。授業科目履修に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、必修科目、選択科目とする。

(必修科目)

第3条 必修科目は、学科に係る専門分野の基盤をなす授業科目をいい、学生は所属する学科に応じて設定される必修科目を必ず履修しなければならない。

(選択科目)

第4条 選択科目は、学科に係る専門分野において、学生が自身の興味・関心に応じて学ぶための授業科目をいい、所属する学科の履修状況によって学校が選択を指定する指定科目を設けることができるものとする。

2. 受講する学生数が発生しない科目については、その科目を開講しない場合がある。

(卒業の要件)

第5条 本校を卒業するためには、学則に定める修業年限以上在学し、必修科目と選択科目から下表に定める以上の単位を修得しなければならない。

	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	(内、臨床実習)	計
言語聴覚学科 昼夜間部	—	32	49	(15)	81
理学療法学科 昼間部	14	46	66	(27)	126
作業療法学科 昼間部	14	44	64	(27)	122
言語聴覚学科 昼間部	20	35	51	(15)	106

2. その他校長が認める学修の単位を第1項で規定した卒業に必要な単位に含めることができる。

(単位数計算の基礎)

第6条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間ないし30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習は、40 時間（1 日 8 時間として 5 日間）をもって 1 単位とする。

(授業科目の履修年次)

第 7 条 授業科目は、各学科の定める年次にそれぞれ履修しなければならない場合がある。

(原級留置)

第 8 条 各学年終了時まで各学科が定める進級要件及び第 6 条の卒業要件を満たさなかった者は、審議を経て原級留置となる。

2. 原級留置となった者は、当該年次に留める。
3. 原級留置した者が、以後に在学した学期終了時に要件を満たした場合は、進級または卒業とする。

(再履修)

第 9 条 指定された履修年次に単位を修得できなかった必修科目及び選択科目は、原則として、次の学期または学年に再履修しなければならない。

(履修登録の手続)

第 10 条 単位を修得するためには、学科の定めるところに従い、登録手続を行わなければならない。ただし、各学科のカリキュラムを学生に提示することで履修登録とみなす場合がある。

(履修登録の無効)

第 11 条 同一時限に授業が行われる複数の授業科目を重複して登録してはならない。重複登録を行った場合には、いずれの授業科目の登録も無効とする。

2. 既に単位を修得した科目と同一の授業科目は重ねて履修することができない。ただし、検定・資格取得対策等の科目においては聴講を許可する場合がある。

(履修登録単位数の上限)

第 12 条 1 年間に登録できる単位数の上限は、学科の定めるところによる。

(履修登録の期間)

第 13 条 履修登録は、本校の定める期間中に行わなければならない。ただし、病気、休学などやむを得ない理由により所定期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を担任に届け出て指示を受けなければならない。また、届け出ることなく履修登録を行わなかった場合は、特別の理由のない限り、その年度の履修登録を認めない。

(履修登録変更)

第14条 履修登録後は特別の理由のない限り、履修登録の変更は認めない。なお、履修の中止を行った科目は、いかなる理由があっても当該学期中に再度履修登録を行うことはできない。

(休学による履修登録の取消)

第15条 履修登録後に休学した場合は、履修登録したすべての授業科目を取消すものとする。ただし、履修期間が終了している授業科目は除く。

(転科者、編入学者、転入学者および再入学者の既修得単位)

第16条 転科、編入学、転入学および再入学した場合の細則は、別に定める。

(修得単位不足による除籍)

第17条 在籍する学科の在学期間を超えてなお卒業に必要な単位を修得しない者、その他成業の見込みのない者は除籍する。

附 則

この規程は、2026年4月1日より施行する。